

## 地震、津波等の災害により滅失・毀損した受託車の 損害賠償等について

国土交通省自動車交通局整備課

自動車整備事業者が点検・整備のために顧客から預かった車両に、地震、津波等の災害により滅失・毀損が生じた場合の責任関係について、民法の規定に基づく一般的見解は次のようなものであると考えられる。

また、この見解が個別事案についての判断を示すものではないことに留意が必要であり、自動車整備事業者は顧客の感情等に配慮して円満な解決を図ることが重要である。

### 1. 自動車整備事業の法的性格

自動車整備事業は、自動車の使用者等から自動車を預かり、これを点検・整備して使用者等に返却し、自動車の点検・整備に対する料金を受け取ることを業務としていること。

したがって、自動車整備事業は、自動車の点検・整備を行う請負契約と、自動車を預かり、使用者等に返却する寄託契約の混合契約と考えられること。

### 2. 受託車の損害賠償について

地震、津波等、自動車整備事業者の責めに帰すことのできない事由により、受託車が滅失・毀損し、受託車を使用者等に返すことができなくなった場合、民法に基づき、自動車整備事業者は受託車の損害を賠償する必要はないこと。

ただし、保険等により滅失・毀損した受託車につき自動車整備事業者が補償を得ているときは、使用者等はその代償の譲渡を請求することができること。

### 3. 整備料金の取扱いについて

#### (1) 通常の場合

自動車整備事業者は受託車の返還義務を免れるが、この場合、返還義務を免れた自動車整備事業者は、反対給付（整備料金）を受ける権利を失うこと。また、既に料金を受領しているときは、返還しなければならないこと。

(2) 引取りを催告したにもかかわらず使用者等が受取りにこなかった受託車が滅失・毀損した場合、自動車整備事業者は、受託車が滅失した場合は債務の履行義務を免れ、毀損した場合は、毀損したものを返還すれば足りること。一方、使用者等は整備料金を支払う必要があること。